

長野県千曲建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年10月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年9月29日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 長野上田線

2 供用を開始する区間

千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から

千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年10月1日

道路管理課

長野県計量検定所告示第3号

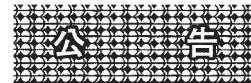
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成26年9月29日

長野県計量検定所長 近藤友巳

区域	期日		場所
	月日	時間	
飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、須坂市、伊那市（高遠及び長谷地区を除く）、中野市（豊田地区を除く）、大町市、茅野市、佐久市（臼田地区を除く）、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、東御市のうち北御牧地区、北佐久郡、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡、埴科郡、上水内郡	11月11日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐久市跡部65番地1 長野県佐久合同庁舎内 佐久保健福祉事務所1階測定室
	11月12日 (水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	長野市大字稻葉字八幡田沖2413番地11 長野県南保庁舎内 千曲川流域下水道建設事務所公用車庫
	11月13日 (木)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 1階101号会議室
	11月14日 (金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	

ものづくり振興課



公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成26年11月14日（金） 午前10時から正午まで

2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（8,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成26年10月14日（火）から10月29日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、平成26年10月29日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

5 合格発表

平成26年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月29日

長野県大町建設事務所長 竹内敏昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成26年度県単道路橋梁維持(除雪)事業に伴う無散水消雪施設保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月25日まで

(4) 履行場所

一般国道148号 北安曇郡白馬村飯田他22か所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県大町建設事務所 総務課

電話 0261(23)6531

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月15日(水)午前9時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月9日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月14日(火)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明していく

ださい。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年9月29日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成26年度県単道路情報・気象観測施設等保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から90日間

(4) 履行場所

一般国道292号 下高井郡山ノ内町 渋峠情報板ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分が

A又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店を有する者であること。
- (6) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955

長野県北信建設事務所 総務課

電話 0269(23)0792

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月16日(木) 午前10時30分

イ 場所 長野県北信合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月9日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月15日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年9月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
11月5日(水)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
11月16日(日)	午後1時から午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名
11月26日(水)	午後1時から午後4時まで	諏訪会場	諏訪市上川1丁目1644番地10 諏訪合同庁舎	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のた

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

訓 令

長野県訓令第15号

本府内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

1中「東京観光情報センター次長」を「信州首都圏総合活動拠点次長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第16号

本府内部部局
現地機関

兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の22の項中

大阪事務所次長	大阪観光情報センター次長
東京観光情報センター所長	東京事務所次長

を

大阪事務所次長	大阪観光情報センター次長
---------	--------------

に改める。

本則の2の表の東京観光情報センターの項を削る。

人 事 課

長野県訓令第17号

本府内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行します。

平成26年9月29日

長野県知事 阿部守一
別表第3の2中

東京観光情報センター	東觀	を
名古屋観光情報センター	名觀	
大阪観光情報センター	大觀	
信州首都圏総合活動拠点	信首	に改める。
		」

情報公開・法務課